

五條市立西吉野農業高等学校校則等について

- 1 沿革概要
- 2 校 訓
- 3 教育目標
- 4 教育方針
- 5 校 歌
- 6 校 則
- 7 教務関係規定
 - (1) 成績評価に関すること
 - (2) 警報発令等による臨時休業
- 8 生徒指導関係規定
 - (1) 生徒心得
 - (2) 単車（原付・小型）・自動車使用規定
 - (3) 服装規定
- 9 生徒会規約
- 10 生徒会組織図
- 11 農業クラブ会則
- 12 日本学校農業クラブ連盟歌
- 13 主な学校行事

1 沿革概要

昭和 25 年 5 月 1 日	賀名生分校創立（賀名生中学校併置） 設置者 賀名生村
昭和 30 年 4 月 1 日	賀名生分校独立校舎完成（賀名生村神野 635）
昭和 34 年 4 月 1 日	西吉野村誕生（三村合併）により 設置者 西吉野村に変更
昭和 34 年 3 月 31 日	本館東側に増築校舎（集会場・理科準備室）竣工
昭和 36 年 7 月 1 日	運動場完成
昭和 38 年 9 月 30 日	本館東側に二階建教室（理科室・被服室）増築
昭和 39 年 6 月 30 日	本館西側に二階建教室（調理室・普通教室）増築
昭和 40 年 10 月	運動場拡張
昭和 41 年 7 月	第 1 回北海道現場実習実施
昭和 48 年 4 月	賀名生分校創立 23 周年記念行事挙行、 花いっぱい運動開始
昭和 49 年 5 月	第 1 回健康祭開催（以後 毎年開催）
昭和 51 年 5 月	社会奉仕（美化清掃）活動開始（以後 毎年開催）
昭和 55 年 4 月 17 日	賀名生分校創立 30 周年記念式典挙行
昭和 60 年 4 月	賀名生分校創立 35 周年記念式典および諸行事挙行
昭和 60 年 11 月	北海道現場実習 20 周年記念行事挙行
平成 4 年 5 月	成人開放講座（年 10 回）開催（平成 5 年度も）
平成 4 年 5 月	西吉野村全域の「ふれあい健康祭」に改称
平成 7 年 11 月 17 日	北海道現場実習 30 周年記念式典挙行
平成 10 年 9 月 1 日	保健室完成
平成 12 年 10 月 1 日	賀名生分校創立 50 周年記念式典挙行
平成 16 年 9 月 1 日	賀名生分校校舎移転（西吉野村黒淵 888）
平成 17 年 9 月 25 日	新生五條市誕生（西吉野村併合）により 設置者 五條市に変更
平成 22 年 11 月 13 日	賀名生分校創立 60 周年記念式典挙行
平成 27 年 7 月 12 日	北海道現場実習 50 周年記念行事挙行
平成 29 年 4 月 1 日	農業科 1 年生入学（家政科募集停止）
平成 30 年 4 月 10 日	全国募集による 1 年生入学
令和 2 年 5 月 30 日	学校教育法第 4 条の規定により賀名生分校の 廃止及び五條市立西吉野農業高等学校の設置認可
令和 2 年 12 月 19 日	賀名生分校創立 70 周年記念式典挙行
令和 3 年 3 月 19 日	賀名生分校閉校式挙行
令和 3 年 4 月 8 日	西吉野農業高校開校式挙行
令和 3 年 4 月 9 日	第 1 回入学式挙行
令和 4 年 3 月 1 日	第 1 回卒業証書授与式挙行

2 校 訓

不撓不屈（ふとうふくつ）

あらゆる困難に立ち向かい、くじけず、志を変えずに最後までやり抜く強い精神のこと

〈校訓への想い〉

校歌に歌われている「不撓不屈の気概」によって、「基礎・基本を忠実に守る持続力」と「優れた発想と柔軟な思考による問題解決能力」が培われ、ひいてはたくましく「未来社会を切り拓く力」を体得できる。

農業は厳しい自然環境下で自然と共存し、また働きかけながら作物を育てる産業である。そして、そこには絶対的な答えはなく、状況に応じて創意工夫や計画の変更が求められる。本校の「実学教育」を通して「自然の摂理」を探究し、決して諦めず「不撓不屈」の精神で、社会と地域に貢献できる人材に育ってほしい。

3 教育目標

日本国憲法、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人権を尊重する民主的な社会の形成者として、豊かな人間性と創造性をそなえた生徒の育成を目指す。

高い志をもち、広く社会や地域の発展に貢献する自立した人材の育成をする。

4 教育方針

- （１） 主体的に学び、変化する社会に対応できる確かな学力を培う。
- （２） 他の人を思いやる豊かな心を育て、人権を尊重し、社会に貢献する精神を育む。
- （３） 健康、安全についての知識を深め、健康保持に努めるたくましい心身を養う。

5 校 歌

作 詞 : 武 田 智 征
作 曲 : 宮 下 俊 也

(1) 賀 名 生 の 丘 に は る ば る と
集 い し 我 ら 青 春 の
限 り な き 夢 果 た し な ん
農 に 学 び て た ゆ み な き
自 律 の 心 育 て な ん
土 の か お り に 心 寄 せ
働 く 汗 に 誇 り あ れ

(2) 金 剛 山 を 見 は る か し
流 れ も 清 き 丹 生 川 の
豊 か な 山 峡 あ け し 町
共 に 学 び て す こ や か に
協 力 の 心 養 わ ん
根 を い た わ る 心 も ち
不 撓 不 屈 の 気 概 あ れ

(3) 研 鑽 重 ね 熱 き 血 は
遙 か な 空 に 思 い 馳 せ
新 た な 土 に 根 を 張 り ぬ
真 理 に 照 ら し な ん や か に
奉 仕 の 心 磨 き な ん
君 待 つ 大 地 果 て し な し
学 び の 丘 に 栄 え あ れ

6 校 則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この学則は五條市立西吉野農業高等学校（以下「本校」という。）の管理運営等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 本校の位置並びに課程及び学科は次の通りとする。

位 置 奈良県五條市西吉野町江出174番地の1

課程名 定時制

学科名 農業科（農業）

(修業年限)

第3条 本校の修業年限は定時制の課程にあつて4年とする。

第4条 本校の生徒定員は、五條市教育委員会（以下「委員会」という。）の定めるところによる。

第2章 学年・学期・休日等

(学 年)

第5条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第6条 学年を次の3学期に分ける。

1学期 4月1日から8月31日まで

2学期 9月1日から12月31日まで

3学期 1月1日から3月31日まで

(休業日)

第7条 休業日は次の通りとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 夏期休業日 7月21日から8月31日まで

(4) 冬期休業日 12月24日から1月6日まで

(5) 春期休業日 3月21日から4月7日まで

(6) 学校創立記念日 5月1日

(7) 前各号に掲げるもののほか、五條市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に届け出た日

(振替授業等)

第8条 校長は、教育上必要があるときは、あらかじめ教育長に届け出て、休業日に授業をし、又は授業日に休業することができる。

(臨時休業等)

第9条 校長は、非常変災その他急迫の事情があるときは、臨時に授業を行わないことができる。

第3章 教育課程・学習評価・卒業認定等

(教育課程及び授業時数)

第10条 教育課程及び授業時数は、別に定める。

(単位の修得)

第11条 校長は、生徒が教育課程に従って、教科・科目を履修し、その成果が教科及び科目の目標からみて、満足できると認められたときは、その教科・科目について所定の単位を修得したことを認定する。

(学習の評価)

第12条 学習評価の基準は別に定める。

(教育課程の修了及び卒業の認定)

第13条 校長は、生徒が所定の課程を修了したときは、卒業を認定する。

(卒業証書の様式)

第14条 卒業証書は、第1号様式とする。

(授業日数及び出席日数)

第15条 各学年の授業日数は、年間35週行うことを標準とする。

2 各学年の課程の修了を認める者の出席日数については、授業日数の3分の2以上なければならない。ただし、特別の事情がある場合は、これによらないことがある。

(原級留置)

第16条 校長は、生徒が学校の定める各学年の教育課程を満ちに履修したと認められないとき又は出席日数の基準から判断して進級させることが不適当と認められたとき、当該生徒を原級に留めおくことができる。

第4章 入学・休学・退学等

(入学の許可等)

第17条 本校への入学は、委員会の定める基準で行う入学者の選抜に基づき、校長がこれを許可する。

2 入学を許可された者は、入学許可の日から10日以内に誓約書(第2号様式)に住民票写し又はこれに代わるものを添えて、校長に提出しなければならない。

3 校長は、保証人が適当でないと認めたときは、これを変更させることができる。

(編入学及び転学)

第18条 生徒が他校へ転学しようとするときは、保護者等と連署した転学願を校長に提出しなければならない。

2 編入学又は転学により入学しようとする者は、保護者等と連署した願書等の必要な書類を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

3 校長は、前項の規定により願書等の提出があったときは、教育長が別に定める基準に該当し、入学しようとする学年に在学する者と同等以上の学力があると認められた者について、教育上支障がない場合には、既に履修した教科・科目等の修得単位数に応じ、相当学年に編入学又は転学を許可することができる。

(留 学)

第18条の2 生徒が外国の高等学校に留学しようとするときは、保護者等と連署した留学願(第3号様式)を校長に提出して、その許可を受けなければならない。

2 校長は、前項の規定による留学についての願い出があったときは、教育上有益と認める場合には、これを許可することができる。

3 校長は、前項の規定により留学することを許可された生徒については、外国の高等学校における履修を本校における履修とみなし36単位を超えない範囲で単位の修得を認定することができる。

4 校長は、前項の規定による単位の修得を認定された生徒については、別に定める基準により学年の途中においても、各学年の課程の修了又は卒業を認めることができる。

(退学及び再入学)

第19条 生徒が退学しようとするときは、保護者と連署した退学願(第4号様式)を校長に提出して、その許可を受けなければならない。

2 病気その他やむを得ない事由により第2学年以上を途中で退学した者は、退学後2年を限度として、再入学を願い出ることができる。

3 再入学をしようとする者は、保護者等と連署した再入学願(第5号様式)を校長に提出して、その許可を受けなければならない。

4 校長は前項の規定により再入学について願い出があったときは、別に定める基準により再入学を許可することができる。

(休学及び復学)

第20条 生徒が、病気その他やむを得ない事由のため、休学しようとするときは、保護者と連署した休学願(第6号様式)を校長に提出して、その許可を受けなければならない。

2 校長は、前項の規定による休学について、願い出のあった場合に、修学が困難と認められるときは、3ヶ月以上1年以内の期間で休学を許可することができる。ただし、校長が必要と認めるときは、その期間を延長することができる。

3 休学中の生徒が復学しようとするときは、保護者等と連署した復学願(第7号様式)を校長に提出して、その許可を受けなければならない。

第5章 諸届・授業料等

(自宅外通学の届出)

第21条 保護者は、生徒を自宅外から通学させようとするときは、第8号様式により校長に届け出なければならない。

(保証人が欠けたときの誓約書の提出等)

第22条 保護者は、保証人が欠けたときは、速やかに、これに代わる者を定め、第2号様式による誓約書を改めて校長に提出しなければならない。

2 前項の場合を除くほか、保護者は、保証人に異動が生じたときは、速やかに、その旨を校長に届け出なければならない。

(改姓又は死亡)

第23条 保護者は、生徒が改姓又は死亡したときは、直ちに校長に届け出なければならない。

(感染症発生時の処置)

第24条 保護者は、生徒又はその同居者が学校保健安全法施行規則に規定する感染症にかかる、又はかかるおそれがあるときは、直ちに校長に届け出なければならない。

2 校長は、前項の規定による届け出があったときは、当該生徒に対し出席停止を命ずることができる。

(欠席・欠課・遅刻又は早退の届出)

第25条 生徒が欠席、欠課、遅刻又は早退しようとするときは、学校に届け出なければならない。

2 生徒が負傷又は疾病により、7日間以上の期間にわたって欠席しようとするときは、前項の届け出に医師の診断書を提出しなければならない。

(忌引の届出)

第26条 保護者は、生徒が忌引しようとするときは、第9号様式により校長に届け出なければならない。

2 忌引日数は、次のとおりとする。ただし、葬儀のため遠隔の地に赴く必要がある場合には、実際に要した往復日数を加算することができる。

(1) 父 母 …………… 7日

(2) 祖父母・兄弟姉妹 …………… 3日

(3) 曾祖父母・伯叔父母………… 1日

(諸証明書)

第27条 次の各号に掲げる証明書の交付を受けようとする者は、奈良県立学校証明手数料条例の定めるところにより、手数料を添えて校長に願い出なければならない。ただし、在校生については、手数料を徴収しない。

(1) 卒業証明書(卒業見込証明を含む)

(2) 成績証明書(単位修得証明を含む)

(3) 在学証明書(在学した期間の証明を含む)

(4) 進学に関する証明書(調書を含む)

(授業料等)

第28条 授業料の額及び納付方法については、五條市立西吉野農業高等学校における授業料等に関する条例の規定による。

2 校長は、長期にわたり授業料を滞納する生徒に対して、出席停止又は退学を命ずることができる。

(生徒証の交付)

第 29 条 生徒証は、本校の生徒となったときに交付する。

(制服等)

第 30 条 生徒の着用する服装等は、別に定める。

第 6 章 賞 罰

(表 彰)

第 31 条 校長は、他の生徒の模範と認められる生徒を表彰することができる。

(懲 戒)

第 32 条 校長は、教育上必要があると認めたときは、学校教育法施行規則第 26 条の規定に基づき、
教育委員会と相談の上、生徒に懲戒を加えることができる。

2 懲戒処分は、退学、停学及び訓告とする。

3 この規則で定めるもののほか、懲戒処分についての必要事項は、校長が別に定める。

第 7 章 補 則

第 33 条 この校則に定めるもののほか、必要な事項は校長が別に定める。

附 則

この校則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

第 1 号様式（第 14 号関係）

第	証	修	卒
号	書	修	業
	年	校	証
	月	が	書
	日	定	
		め	
		課	
		を	
		修	
		了	
氏		年	氏
		月	
		日	名
名			

第 2 号様式（第 17 号関係）

誓 約 書

五條市立西吉野農業高等学校長 殿

私は、在学中諸規則を堅く守り学業に専念します。

年 月 日

科 第 学年

生徒氏名

上記の者の身上に関する一切の責任について引受け、在学中に生じた債務について、本人が履行しない場合は、50 万円を限度に保証人が履行します。

年 月 日

保証人 現住所

本人との関係

氏 名

（注）保証人は、親権者又は未成年後見人として。ただし、生徒が成年者である場合は、この限りではありません。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番縦型とする。

第 3 号様式（第 18 号関係）

留 学 願

このたび、下記により留学したいので、許可くださるようお願いします。

科 第 学年

生徒氏名

保護者等氏名

1 留学目的

2 留学先の国名、高等学校名、所在地及び学年

3 留学期間 年 月 日から 年 月 日まで

4 留学中の寄宿先及びその住所

5 その他参考事項（斡旋団体）

年 月 日

五條市立西吉野農業高等学校長 殿

備考 留学先の高等学校の概要を示す書類等を添付すること。
用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番縦型とする。

第 4 号様式（第 19 号関係）

退 学 願		
このたび、次の理由により退学したいので、許可くださるようお願いします。		
	科	第 学年
	<u>生 徒 氏 名</u>	
	<u>保護者等氏名</u>	
理由		
退学を希望する期日 年 月 日		
年 月 日		
五條市立西吉野農業高等学校長 殿		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番縦型とする。

第 5 号様式（第 19 号関係）

再 入 学 願		
このたび、次の理由により再入学したいので、許可くださるようお願いします。		
	科	第 学年
	<u>生 徒 氏 名</u>	
	<u>保護者等氏名</u>	
理由		
再入学を希望する学年	第	学年
再入学を希望する期日	年 月 日	
年 月 日		
五條市立西吉野農業高等学校長 殿		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番縦型とする。

第 6 号様式（第 20 号関係）

休 学 願		
このたび、次の理由により休学したいので、許可くださるようお願いします。		
	科	第 学年
	<u>生 徒 氏 名</u>	
	<u>保護者等氏名</u>	
理由		
期 間	年 月 日から	年 月 日まで
年 月 日		
五條市立西吉野農業高等学校長 殿		

備考 病気による場合は、医師の診断書を添えること。
用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番縦型とする。

第 7 号様式（第 20 号関係）

復 学 願	
このたび、次の理由により復学したいので、許可くださるようお願いします。	
	科 第 学年
	生徒氏名
	保護者等氏名
理由	
復学しようとする期日	年 月 日
年 月 日	
五條市立西吉野農業高等学校長 殿	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番縦型とする。

第 8 号様式（第 21 号関係）

第 9 号様式（第 26 号関係）

忌 引 届	
	科 第 学年
	生徒氏名
上記の者	の死亡のため 月 日から 月 日まで
忌引させるので届けます。	
年 月 日	
五條市立西吉野農業高等学校長 殿	
	保護者等氏名
	印

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番縦型とする。

7 教務関係規定（抜粋）

（1）成績評価に関すること

I 成績評価の意義・目的

- （1） 成績評価は、高等学校学習指導要領(平成 30 年 3 月文部科学省告示)に示す各教科・各科目の目標に基づき、生徒の実態に即して定めた当該教科・科目の目標や内容に照らして（学校設定教科・科目は当該教科・科目の目標や内容に照らして）、その実現状況を総括的に評価したものとする。
- （2） 成績評価は、観点別評価と 5 段階評定とを併用し、絶対評価とする。評定は各教科・科目の学習についてそれぞれ 5 段階で表し、5 段階の表示は、5、4、3、2、1 とする。5 段階の判断は、下記の通りとする。
 - 5 「十分満足できるもののうち、特に程度が高い」状況と判断されるもの
 - 4 「十分満足できる」状況と判断されるもの
 - 3 「おおむね満足できる」状況と判断されるもの
 - 2 「努力を要する」状況と判断されるもの
 - 1 「努力を要する」状況と判断されるもののうち、特に低い状況と判断されるもの
- （3） 成績通知票、高等学校生徒指導要録及び対外書類には観点別評価と 5 段階評定を用いる。
- （4） 観点別評価は、具体的な評価規準を設定して行う。評定及び観点別評価を行う具体的な手順は以下に定める。
- （5） 総合的な探究の時間に係る成績評価は、当該の総合的な探究の時間の目標、内容等に基づいて、設定した評価の観点を踏まえ、具体的な評価規準を設定して行う。なお、評価は所見で記述する。

II 評価について

（1） 評価の種類及び評価区分

評価は、生徒の学習状況を定められた観点別に評価し分析的に捉える観点別学習評価とこれらを総括的に捉える評定により行う。観点別学習状況の評価は、「知識・技能（技術）」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」の 3 つの観点において、各単元（学習のまとまり）では、[3・2・1]、学期末、学年末は [A・B・C] の 3 段階で行う。評定は、学期末と学年末に [5・4・3・2・1] の 5 段階で行う。

（2） 評価の総括の時期

評価の総括は、単元(学習のまとまり)末、学期末、学年末に行う。

（3） 評価の対象

評価の対象は授業で扱う事柄（小テスト、単元テスト、ノート、ワークシート、作品制作、パフォーマンステスト等）と授業中の観察の結果等を評価の対象とする。期末考査・学年末考査（総括考査）の評価は、各単元（学習のまとまり）、観点ごとに行う。

（4） 単元（学習のまとまり）末の評価

学習指導要領が示す各教科・科目の目標や内容に照らし、各単元(学習のまとまり)の目標と評価基規準を作成し、評価の対象ごとに下表の基準により観点別に点数を付け、単元（学習のまとまり）末において各観点ごとの点数の平均（小数第 2 位を四捨五入）を算定し、「単元（学習のまとまり）の総括」とする。

（5） 学期末の評価

各学期末は、観点ごとに「単元（学習のまとまり）の総括」の平均（小数第 2 位を四捨五入）を算定して、「学期の総括」とする。下表の基準により、「学期の総括」を用いて「観点別学習状況の評価」を算定し、1・2 学期末は各観点の「学期の総括の和」を用いて 1・2 学期の評定を求める。

(6) 学年末の評価

学年末は、観点ごとに各学期の「学期の総括」の平均(小数第2位を四捨五入)を算定して、「学年の総括」とする。また、「学年の総括」を用いて「観点別学習状況の評価」を算定し、各観点の「学年の総括の和」を用いて学年末の評定を求める。

(2) 警報発令等による臨時休業

「大雨」「洪水」「暴風」等の気象警報が「五條市北部」に発表されている場合、下記の要領で登校または臨時休業とする。

- (1) 午前6時に警報が発表されている場合は臨時休校(家庭学習)とする。(後刻、警報が解除されてもその日は、臨時休校(家庭学習)となる。)
- (2) 登校途中で警報が発表されたことを知った場合は、その時の自己判断により、帰宅するか登校するか安全な方法をとる。登校・帰宅のどちらも不可能な場合は、安全な場所で待機し危険が去るのを待つ。
- (3) 学校において授業中警報が発表された場合は、学校長が状況判断の上、帰宅するまで危険がないと予想されるときは、注意を与えて、即刻帰宅させる。ただし、遠隔地通学生徒等で帰宅するまでに危険が予想されるときは、職員の指導のもとで危険が去るまで学校で待機させる。なお、「注意報」発表下においては、十分安全を確認して登校する。
- (4) 「大雨」「洪水」「暴風」等の気象警報が「五條市北部」に発表されていないが、「自分の居住市町村」に発表されている場合は、自宅待機とし、欠席・遅刻扱いしない。

8 生徒指導関係規定（抜粋）

（１） 生徒心得

本校生としての誇りと自覚を持ち、学業に励み、健全な身体を養い、豊かな心を育て、より良き人格の形成に努めよう。また、学校生活の充実発展を目指して、自主的・積極的な学校生活を送るよう心掛けよう。

I 服装・態度

- （１） 服装は、別に定める服装規定に基づき、清潔端正にして、本校生徒としての品位を保つこと。
- （２） 自他の敬愛の精神に基づき、互いに人格を尊重し、好ましい人間関係をつくること。
- （３） 言葉づかいや態度は気品を保ち、礼儀をわきまえ行動・言動に責任をもつこと。また、校内だけでなく、校外でも挨拶の励行に努めること。
- （４） 男女の交際は節度をわきまえ、高校生としての自覚と責任をもった健全な交際であること。

II 所持品

- （１） 記名や貴重品の管理はもちろん、不要な物品及び必要以上の金銭は持参しないこと。
- （２） 携帯電話の持ち込みは許可するが、校内では電源を切ること。

III 学 習

- （１） 毎日の授業を大切にし、真剣な態度と自発的・計画的な学習によって学力の充実に努めること。
- （２） 始業チャイムの前に席につき、授業の準備をして静かに待つこと。万一、10分たっても担当の先生が来られない時は、委員長は職員室に連絡し指示を受けること。
- （３） 授業中は、自分の席をみだりに離れたり私語雑談をしないこと。
- （４） 自習時間は静かにし、他の生徒の妨害にならないようにすること。
- （５） 家庭学習を励行し、予習復習によって学習の内容の理解に努めること。
- （６） 課題は必ず決められた期日に提出すること。

IV 登 下 校

- （１） 学校の定めた時刻に登下校すること。ただし、部活動その他の用件で居残る必要がある時は、担当の先生の許可・指導を受けること。
- （２） 登校後は、許可なくして校外に出ないこと。一時外出の必要がある時は、外出許可を得ること。
- （３） 欠席、遅刻、早退、欠課をする時は所定の様式により事前に届け出ること。急を要する時は電話連絡をし、事後に届出書を提出すること。なお、遅刻、早退の際には、先生の許可を得て、職員室で入退出カードに記入すること。
- （４） 本校への通学は、徒歩及び公共交通機関を利用することを原則とする。ただし、交通機関が極めて不便で通学に利用できないところにあつては、自宅から最寄りの交通機関までの区間にかぎり、原付（50cc以下）使用を保護者の願い出をもとに認める。自転車にあつては、上記の趣旨をふまえ別に判断する。
- （５） 登下校に際して、交通ルールを守り、安全に心がけること。また、交通機関を利用する場合は、乗車マナーの向上に努めること。
- （６） 休日に部活動その他で登校の必要がある時は、顧問及び担当の先生の指導を受けること。その際、私服での登校は禁止とする。

V 校内外での生活

- (1) 校舎、校具及び学校備品は大切に扱うとともに、誤って破損または汚損した時は直ちに届け出ること。場合によっては実費を弁償させることがある。なお、許可なく校具及び学校備品を持ち出してはならない。
- (2) 常に本校生徒としての自覚を持ち、責任ある行動をとること。
- (3) 法的に禁じられている場所、その他生徒として適切でない場所には出入りしないこと。
- (4) 交通事故や事件等に関連した生徒は、速やかに担任に申し出ること。
- (5) 常に校舎内外の美化及び公共物の愛護に努めること。

VI 届出・許可願

- (1) 忌引き・出席停止の場合は、所定の様式で担任を経て、校長に届け出ること。
- (2) 次の場合は、届出により出席扱いとする。
 - ア 公式試合または学校を代表して対外行事に参加する場合。
 - イ 上級学校の入学試験、就職試験及びこれに準ずる試験を受ける場合。
 - ウ 非常災害に遭った場合。
- (3) アルバイトをする場合は、事前に所定の様式で担任を経て、校長に届け、許可を得ること。
- (4) やむを得ない事情により服装規定に従って登校できない場合は、異装許可願を提出し許可を得ること。
- (5) 単車（原付・小型）及び自動車の運転免許を取得する場合は、事前に所定の様式で担任を経て、校長に届け、許可を得ること。

(2) 単車（原付・小型）・自動車使用規定

本校では、最近の交通状況に憂慮し、高校生の交通事故防止と生命の安全確保のため、運転免許の取得と単車等の使用について、以下の規定を定める。

I 通学について

- (1) 通学には、原則、公共交通機関を利用すること。
- (2) 自ら安全確保に努め、交通道德や交通法規を遵守すること。また、通行車輛等に注意するとともに、周囲や他人に迷惑をかけないこと。
- (3) 電車やバスなど公共交通機関等を利用して通学する場合、車内でのマナー向上に努めること。また、キセル等の不正乗車が絶対にないこと。
- (4) 自転車通学について
 - ① 自転車通学は、西吉野町在住の生徒に限り認めることがある。自転車通学を希望する生徒は、「自転車通学申請書」を学校に提出しなければならない。
 - ② 自転車は、指定された場所に駐輪すること。
 - ③ 自転車通学時は、必ずヘルメットを着用すること。
- (5) 単車通学について
 - ① 許可なく単車を利用してはならない。
 - ② 単車通学を希望する生徒は、「単車通学申請書」を学校に提出し、許可を受けなければならない。別途定めた単車通学許可条件等に従い、最寄り駅までの通学を許可する場合がある。
 - ③ 単車通学の許可を受ける場合は、保護者同伴の説明会に参加しなければならない。
※ 説明会を欠席した場合は許可しない。
 - ④ 単車通学生は単車通学許可条件を遵守すること。また、交通ルールを遵守し、マナーの向上に努めること。
 - ⑤ 許可された範囲以外で単車の使用はしないこと。変更が生じた場合には、速やかに学校に申し出ること。
〈例〉下校途中にアルバイト先まで直接単車で行くなど。
 - ⑥ 許可を受けた者は、単車を必ず駐輪場に駐輪すること。

【単車通学許可条件】

- (ア) 単車通学は、西吉野町及び大塔町在住の生徒に限り認めることがある。ただし、原動機付自転車、小型自動二輪車のみとし、原則最寄り駅またはバス停までとする。
- (イ) 自宅から最寄り駅またはバス停まで3 km以上離れていること。
- (ウ) 単車通学時は、必ずヘルメットを着用すること。
- (エ) 車体は純正を基本とし、安全のため左右のミラーを必ずつけること。
- (オ) 自賠責保険、任意保険に必ず加入すること。
- (カ) 上記の規定を守らない者は、単車通学の許可を取り消すことがある。

2 単車（原付・小型）の免許取得について

- (1) 免許の取得には、学校への届け出が必要である。
- (2) 取得できる免許の種類は、1、2年次は原付に限る。3年次以降は小型を認める。
- (3) 運転免許試験場での受験は、長期休業中に限る。
- (4) 免許の取得を希望する生徒は、「運転免許同意書」を学校に提出しなければならない。申し込みは、各学期末とする。
- (5) 運転免許を取得した場合は、すみやかに学校へ報告し運転免許証の写しを提出すること。
- (6) 在学中の単車の利用は、保護者等の責任の下とし、安全に留意すること。
- (7) 車両については、原則、自宅での保管とする。

3 3年次からの小型自動二輪車免許、普通自動車免許の取得について

- (1) 免許の取得には、学校への届け出が必要である。
- (2) 運転免許試験場での受験及び、自動車学校への入校は夏期休業中以降とし、自動車学校への通学・受験は、授業などに支障のないこと。
- (3) 免許の取得を希望する生徒は、「運転免許同意書」を学校に提出しなければならない。申し込みは、1学期以降とする。
- (4) 運転免許を取得した場合は、すみやかに学校へ報告し運転免許証の写しを提出すること。
- (5) 在学中の乗用車の利用は、保護者等の責任の下とし、安全に留意すること。
- (6) 通学での普通自動車の利用は、一切認めない。
- (7) 車両については、原則、自宅での保管とする。

(3) 服装規定

五條市立西吉野農業高校校則第30条により、本校の校風にふさわしい制服を定めた。生徒は、常に端正な服装で登校し、本校生としての自覚をもつこと。

制服A（スラックス）	制服B（スカート）
①スラックス・半袖カットシャツ	①スカート・半袖ブラウス
②スラックス・長袖カットシャツ・ネクタイ	②スカート・長袖ブラウス・リボン
③ブレザー・スラックス・長袖カットシャツ・ネクタイ	③ブレザー・スカート・長袖ブラウス・リボン
④ブレザー・スラックス・セーター又はベスト・長袖カットシャツ・ネクタイ	④ブレザー・スカート・セーター又はベスト・長袖ブラウス・リボン

(1) 服装規定

※ ブレザーは気候等により、校内において脱ぐことを認める。制服Aでは、華美でないベルトを必ず着用する。

- ①セーター・ベストについては、本校推奨のセーター及び、黒・紺・グレーの単色無地の市販品（ワンポイント可）で、ブレザーより丈の短いVネックのものに限る。なお、セーター・ベスト着用時はブレザーを上に着用する。
- ②防寒着（手袋・マフラー等含む）については、着用を認めるが、華美でないものや高価でないもの（パーカー、プルオーバー、バックプリント等は不可）とし、制服の上に着用すること。
- ③制服を加工した場合は、買い換え等の指示を行う。

- (2) 頭髪等について
- ① 整髪に留意し、端正を心がけること。
 - ② 過度な刈り上げ等、特異な髪型は禁止する。
 - ③ パーマ・染毛・脱色・エクステンションの装着（まつ毛含む）等は認めない。
 - ④ ストレートパーマ、縮毛矯正、ヘアアイロン・ドライヤーの使用等により、著しく変色した場合も、元に戻すこと。
- ※ 地毛がくせ毛や茶毛等の生徒については、入学時に保護者同伴で、担任・生徒指導部に「頭髪届」を提出すること。（届出後より著しく変色した場合は改善すること。）
- ⑤ ピアスホールを開けることは禁止する。
 - ⑥ 装飾品（指輪・ネックレス・ブレスレット等）の着用、化粧（カラーコンタクト・口紅・色つきリップ・マニキュア・つけ爪等）、香水等は禁止とする。
 - ⑦ 髪留めは黒・紺・茶に限る。シュシュ・カチューシャ・色付きヘアピン等、華美なものは禁止する。
- (3) 通学靴について
- ① 華美・高価でない革靴（黒・茶）または運動靴（白・黒・茶・紺系統）とする。
 - ② サンドル履きやブーツ、下駄等は認めない。
- (4) 上履きについて
- ① 本校指定のスリッパとし、必ず記名すること。
 - ② 体育館等では本校規定の体育館シューズとし、必ず記名すること。
- (5) インナー等について
- ① 白・グレー・ベージュ・黒の単色（ワンポイント可）とする。
 - ② ハイネックは認めない。
- (6) 靴下等について
- ① 黒・紺・グレー・白の単色（ワンポイント可）とする。
- ※ 防寒目的での黒色無地タイツの着用は認める。ただし、靴下と併用する場合は、靴下とタイツは同系色のものを着用すること。
- ② ルーズソックス・レッグウォーマー等は禁止する。
- (7) かばんについて
- ① 本校規定のものに限る。変形させること、落書きや飾り付けをすることは禁止する。
 - ② サブバッグの使用は認めるが、華美・高価でない用途に適した物に限る。
 - ③ 禁止事項等に違反した場合には、買い換え等の指示を行う。
- (8) 異装許可については、特別な事由により異装が必要な場合、保護者等及び本人から、「異装許可願」を学校に提出し、「異装許可証」の交付を受ける。「異装許可証」は異装期間中、携帯する。

9 生徒会規約

第1章 総則

- 第1条 本会は五條市立西吉野高等学校生徒会と称する。
- 第2条 本会は五條市立西吉野農業高等学校の全生徒によって組織する。
- 第3条 本会は本校職員を顧問とし、一切の活動は校長の許可または委任された範囲において行われる。
- 第4条 本校の運営機関は校則にもとづき毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第2章 目的

- 第5条 本会は生徒の自発的な活動により、相互の親睦と教養を深め、校風を高揚するとともに、学校行事への積極的な参加を目的とする。
- 第6条 本会は前条の目的を達成するために次の事項を行う。
- (1) 学校における生徒の生活の改善や福祉の向上を図る活動。
 - (2) ホームルーム・部活動等における生徒活動の連絡調整に関する活動。
 - (3) 学校行事への協力に関する活動。

第3章 会員

- 第7条 会員は、次の権利を有する。
- (1) 会員は、選挙権および被選挙権をもつ。
 - (2) 会員は、総会および所属するホームルームにおいて発言し、または評決に加わることが出来る。
- 第8条 会員は、次の義務を負う。
- (1) 会員は、各自の関係する会議に出席しなければならない。
 - (2) 会員は、本生徒会の運営趣旨に基づいて各機関の要求や案件、調査、研究に協力しなければならない。
 - (3) 会員は、本校の規約に基づく生徒総会および代議員会の議決を厳守しなければならない。
 - (4) 会員は、定期に生徒会費を納入しなければならない。

第4章 生徒会組織

- 第9条 本校の生徒会組織に次の機関を設ける。
- (1) 議決機関（生徒総会、代議員会）
 - (2) 執行機関（執行部、執行委員会、各種専門委員会、部代表者会）
 - (3) 選挙管理委員会
 - (4) ホームルーム
 - (5) 部活動、同好会

第5章 役員

- 第10条 本会には次の役員を置き、執行部顧問の指導を受ける。
- 会長（1名）、副会長、書記、会計（各2名まで）
- 第11条 会長は全校生徒を代表し、すべての会務を統轄する。
- 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときまたは欠けたときはその職務を代行する。
- 書記は生徒総会、代議員会および執行部が開く会議の記録をとる。
- 会計は本会財務の管理と記帳を行い、総会にて決算報告を行う。
- 第12条 役員の任期は1年間とする。但し、再任は妨げない。
- 第13条 役員の選出方法は原則として直接選挙とし、その細目は選挙規定に定める。

第6章 生徒総会

- 第14条 生徒総会は本会の最高議決機関である。
- 第15条 生徒総会は全会員をもって構成され、全会員の4分の3以上の出席をもって成立する。
- 第16条 生徒総会は次のことを審議承認する。
- (1) 本会の規約の改正に関すること。
 - (2) 本会の予算および決算に関すること。
 - (3) 本会の活動方針に関すること。
 - (4) その他、代議員会にて承認されたこと。
- 第17条 生徒総会は以下の場合に、校長の承認を得て会長が招集する。
- (1) 毎年1回の定例会の場合。
 - (2) 4分の3以上のホームルームの要求があり、代議員会で可決された場合。

- 第 18 条 生徒総会の議長団は代議員会にて互選により選出する。
- 第 19 条 生徒総会の議長団は出席生徒の過半数の賛成を必要とする。
- 第 20 条 やむを得ない事情のため、生徒総会を開催できないときは、校長の承認を得て代議員会をもってこれにかえることができる。

第 7 章 議会

- 第 21 条 代議員会は生徒総会に次ぐ議決機関である。
- 第 22 条 代議員会は各ホームルームより選出された代議員と役員で構成され、4 分の 3 以上の出席をもって成立する。
- 第 23 条 代議員会は次のことを審議承認する。
- (1) 生徒総会の議案の作成並びに運営に関すること。
 - (2) 本会規約の改正に関すること。
 - (3) 本会の予算決算に関すること。
 - (4) その他必要なこと。
- 第 24 条 代議員会は以下の場合に、生徒会顧問の承認を得て会長が招集する。
- (1) 学期に 1 回の定例会の場合。
 - (2) 4 分の 3 以上のホームルームの要求があった場合。
- 第 25 条 代議員会の議長は会長が兼務し、副議長 2 名はその他の出席者から互選する。
- 第 26 条 代議員の任期はホームルーム役員に準ずる。
- 第 27 条 代議員会の議決には、出席者の過半数を必要とし、賛否同数の場合は議長が決定する。

第 8 章 執行部

- 第 28 条 執行部は本会の最高執行機関であり、本会の役員で構成される。
- 第 29 条 執行部の任務は以下とする。
- (1) 生徒会活動の計画と運営。
 - (2) 生徒総会および代議員会への提出議案の作成。
 - (3) 生徒総会および代議員会での議決事項の執行。
- 第 30 条 執行部はその事務を分担処理するために下部組織として専門委員会を設ける。

第 9 章 専門委員会

- 第 31 条 本会は専門委員会として次の委員会を置く。
- 生活委員、環境美化委員、図書文芸委員、保健体育委員
- 第 32 条 生活委員は校内外の風紀問題、交通安全に関して活動し、校風向上に努める。
- 環境美化委員は清掃用具の管理を行うとともに、施設設備の破損、紛失等に注意を払い、必要なときには営繕活動を行う。
- 図書文芸委員は図書の貸出、管理とともに会員の読書意欲の昂揚や啓発等の活動を行う。
- 保健体育委員は会員の健康保持と体力向上を目的とする諸活動を行う。
- 第 33 条 各種専門委員はホームルームからの選出委員で構成される。
- 第 34 条 各専門委員会は委員長を互選する。委員長は執行部が開く執行委員会に出席しなければならない。

第 10 章 ホームルーム

- 第 35 条 ホームルームには次の役員をおく。
- 学級委員長（1 名）、副委員長・各専門委員（2 名）
- 第 36 条 学級委員長、副委員長は代議員を兼務し、代議員会に出席しなければならない。
- 第 37 条 専門委員は各種専門委員会に出席しなければならない。
- 第 38 条 役員の任期は通年とし、任期中にその任が認められない場合は「役員変更届」を提出する。

第11章 部・同好会

- 第39条 本会の会員はその自由意思に基づき設置された部・同好会に加入することができる。ただし、農業クラブについては、教科の学習の中で活動する独自の組織であり、全会員が加入するものとする。
- 第40条 会員が各部・同好会の活動に参加する権利は、特別な定めのある場合を除き、制限されない。
- 第41条 部・同好会は以下の条件を満たすものとする。
- (1) 活動目的・内容が本校教育方針に合致すること。
 - (2) 校内における施設、設備の実態に適合し、活動場所を校内に確保できること。
 - (3) 各部顧問の指導のもとに活動すること。
- 第42条 同好会の新設には同行者を募り、仮顧問（本校職員）1名以上の協賛を要し、職員会議を経て、以下の手続きをとる。
- (1) 学校長の承認
 - (2) 代議員会の承認
 - (3) 生徒総会での審議承認
- 第43条 部の新設には前41条を満たし、原則1年間の同好会での活動実績等を審議し、職員会議を経て、以下の手続きをとる。
- (1) 学校長の承認
 - (2) 代議員会の承認
 - (3) 生徒総会での審議承認
- 第44条 各部には所属会員の互選により部長、副部長をおく。部長は執行部が開く部代表者会に出席しなければならない。
- 第45条 各部の部長は4月当初に予算要求書を執行部に提出しなければならない。
- 第46条 各部への予算は、提出された予算要求書をもとに執行部が割り当て、生徒総会にて審議承認される。同好会には予算を割り当てない。
- 第47条 各部活動が前41条を遵守しない場合は停止または廃止とする。
- 第48条 3年間部員の在籍がない場合については、職員会議を経て廃止とすることができる。

第12章 選挙管理委員会

- 第49条 本会は必要に応じて選挙管理委員会を置くことができる。その細目は選挙規定に定める。

第13章 解任及び補充

- 第50条 以下の場合には解任のための総会を開かなければならない。
- (1) 役員の不信任案が提出され、代議員会において可決された場合。
 - (2) 会員の半数以上の署名申請書が提出された場合。
- 第51条 総会にて4分の3以上の賛成があった場合、不信任案を提出された役員は3日以内に辞任しなければならない。
- 第52条 役員の解任および辞任により役員に欠員が生じ、他の役員によって任務の代行が不可能な場合は、本会選挙規定により補充しなければならない。

第14章 会計

- 第53条 本会の経費は、会員から徴収する生徒会費およびその他の収入をもってこれにあてる。「通帳名：西吉野農業高等学校生徒会」
- 第54条 生徒会費は月200円（年間2,400円）とする。

第15章 規約改正

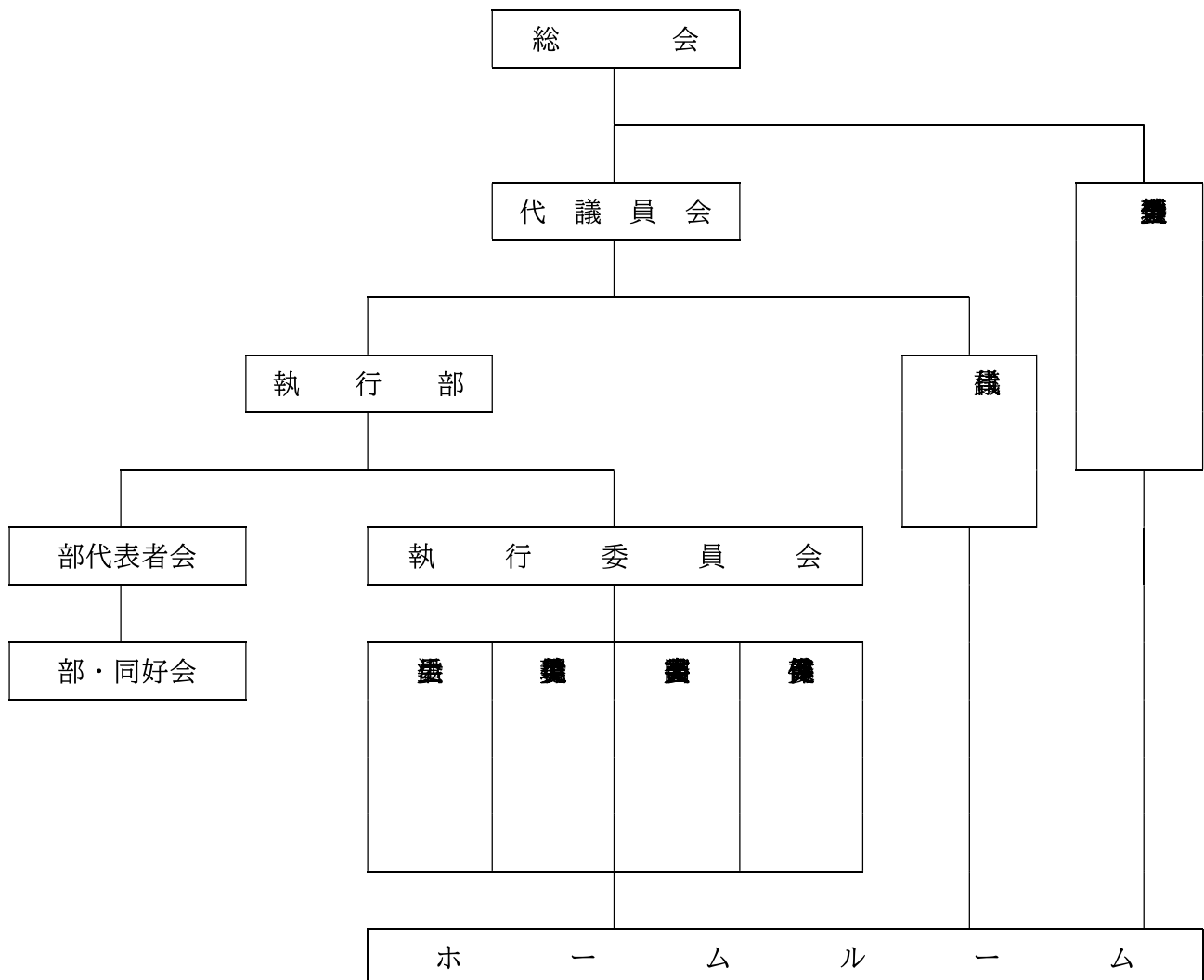
- 第55条 本規約の改正は代議員の総議員の4分の3以上の賛成で執行部がこれを発議し、生徒総会に提案してその承認を得なければならない。この承認には会員の投票により過半数の賛成を必要とする。

附則

- 1 既述の生徒会の権限は学校の福祉、生徒指導等学校運営全般に全責任を有する学校長がこれを委任したものである。したがって福祉、生徒指導等学校運営に反するものと認めた事項はこれを保留する権限を有する。
- 2 本規約は令和3年4月1日より施行する。

令和8年4月1日 改訂

10 生徒会組織



11 五條市立西吉野農業高等学校農業クラブ会則

第 1 章 総 則

- 第 1 条 このクラブは、五條市立西吉野農業高等学校農業クラブと称する。
(以下本クラブと称する。)
- 第 2 条 本クラブは、その本部を五條市立西吉野農業高等学校農業クラブ室（農業実習室）におく。
- 第 3 条 本クラブは、クラブ員と成人役員とで組織され、クラブ員は本校に在籍する全生徒で組織し、成人役員は本校教職員で構成する。

第4条 本クラブは、生徒会および学校当局との密接な協力のもと、地域産業の振興と改善に寄与すると共に、農業および農村社会の向上をはかる実践的な能力と態度を養うことを目的とする。

第2章 事業

第5条 本クラブは前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 農業経営及び技術改善に関する研究及び経験。
- (2) 競技会、講習会、講演会などの開催。
- (3) 総会の開催。
- (4) クラブ員の表彰
- (5) F F J 検定の実施。
- (6) 関係団体及び農業家への連携協力。
- (7) 視察、見学及びレクリエーションの実施。
- (8) その他クラブの目的達成のために必要と認められる事業。

第3章 組織

第6条 本クラブには、次の組織を置く。

- (1) 総会
- (2) 代議員会
- (3) 生徒役員会
- (4) 学級分会

第4章 役員

第7条 本クラブには次の役員を置く。

生徒役員：会長、副会長（2名）、書記（2名）、会計（2名）、庶務（若干名）

成人役員：成人代表、顧問（若干名）

第8条 生徒役員は、本クラブ役員選出規定により選出され、総会で承認される。

第9条 会長は、クラブ員を代表し、会務を統轄する。

副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときまたは欠けたときには、これにかわる。

書記は、総会、代議員会、生徒役員会等の議事録を作成する。

会計は、本会財務の管理と記帳を行い、総会にて決算報告を行う。

庶務は、農業クラブ全体の業務を補佐する。

成人代表は、クラブを代表し会務を指導するとともに、その責を負う。

顧問は、本会のすべての会議に出席し、各種発表や検定など本クラブが円滑に運営されるように指導、助言する。

第10条 役員の任期は、4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。ただし、代表及び顧問は、本校在籍中をその任期とする。

第5章 総会

第11条 総会は、本クラブの最高議決機関である。

第12条 総会は全クラブ員をもって構成され、全クラブ員の3分の2以上の出席をもって成立する。

第13条 総会は、次のことを審議承認する。

- (1) 会則および運営細則の改正に関すること。
- (2) 事業計画および事業報告に関すること。
- (3) 予算および決算に関すること。
- (4) 生徒役員の選出に関すること。
- (5) 代議員会での議決事項。

第14条 総会は、次の場合に校長の承認を得て会長が招集する。

- (1) 年1回の通常総会の場合。
- (2) クラブ員の3分の1以上の要求があり、代議員会でその必要を認めた場合。

第15条 総会の議長は代議員会で互選する。

第15条 総会の承認は出席者の過半数の賛成を必要とする。

第6章 代議員会

第16条 代議員会は総会に次ぐ議決機関である。

第17条 代議員会は、生徒役員、成人役員と各学級から選出された代議員で構成され、3分の2以上の出席を持って成立する。議長は会長が兼務する。

第18条 代議員会では、次のことを審議承認する。

- (1) 総会の議案の作成ならびに運営に関する事。
- (2) 本会規約の改正に関する事。
- (3) 本会の予算及び決算に関する事。
- (4) 生徒役員の選出に関する事。
- (5) 各学級分会、生徒役員会、成人役員からの提出事項。

第19条 代議員会は、次の場合に顧問の承認を得て会長が招集する。

- (1) 各学期1回の定例会の場合。
- (2) クラブ員の3分の1以上の要求があった場合。

第20条 代議員の任期は通年とする。

第21条 議決には出席代議員の過半数の賛成を必要とする。

第22条 議決された事項は総会に提出しなければならない。ただし代議員会でその必要がないと判断したときは、総会での決定事項と同じ効力を持つ。

第23条 代議員会は本クラブの運営や第5条の事業を推進するために委員会を設けることができる。

第7章 生徒役員会

第24条 生徒役員会は生徒役員と顧問からなる本クラブの執行機関である。

第25条 生徒役員会の任務は以下とする。

- (1) 本クラブ活動の計画と運営。
- (2) 総会および代議員会への提出議案の作成。
- (3) 総会および代議員会での議決事項の執行。
- (4) 県連盟、近畿連盟、全国連盟等の事業分担への協力。

第8章 学級分会

第26条 学級分会は、本クラブ運営の基礎であり、本クラブの事業推進等を審議する。

第27条 代議員は本クラブに関する学級の意志をまとめて代議員会に反映させ、また、代議員会の議事を学級に連絡する。

第9章 選出規定

第28条 生徒役員は、代議員会で選出され、総会で承認される。

第29条 生徒役員の選出方法は、立候補または推薦するものとし、細則については代議員会で決定する。

第30条 成人代表は、学校長がその任に当り、顧問は成人代表が農業科職員中から任命する。

第10章 解任および補充

第31条 以下の場合には解任のための総会を開かなければならない。

- (1) 役員の不信任案が提出され、代議員会において可決された場合。
- (2) クラブ員の3分の1以上の署名申請書が提出された場合。

第32条 前条の総会にて4分の3以上の賛成があった場合、不信任案を提出された役員は辞職しなければならない。

第33条 役員の解任および辞任により役員に欠員が生じ、他の役員によって任務の代行が不可能な場合は、本クラブ役員選出規定により補充しなければならない。

第11章 会計

第34条 本クラブの会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日までとする。

第35条 クラブは、クラブ員から徴収するクラブ費、寄付金等によって運営する。[通帳名：西吉野農業高等学校農業クラブ]

第36条 クラブ費は、月400円(年間4,800円)とする。

第 12 章 改 正

第 37 条 本会則の改正は、代議員会ならびに総会において 3 分の 2 以上の賛成により可決された後、成人代表の承認を必要とする。

附 則

第 39 条 本クラブの議決事項は成人代表が保留することもできる。

第 40 条 この会則に基づく本クラブの運営に必要な細則は別に定める。

第 41 条 この会則は、令和 3 年 4 月 1 日から有効となる。

12 農業クラブ連盟歌

F F J の歌	
一	みのる稲穂に 富士と鳩
	愛と平和を 表した
	旗はみどりの風に鳴る
	土に取り組む若人の
	意気と熱とが もり上げた
F F J	F F J われらの誇り
二	北に南に わき上がる
	自主と自由の 情熱が
	むすび花さく クラブこそ
	学徒われらの 行く道を
	照らす光だ よろこびだ
F F J	F F J われらの理想
三	香る大地に がつちりと
	学と行とを 両の手に
	伸べる生命の 逞しさ
	明日の日本の 農業に
	若い息吹きを 吹き入れる
F F J	F F J われらの希望

美しい未来へ

(結成 50 周年記念日本農業クラブ連盟イメージソング)

(1) 今 私は立つ ふるさとの大地
今 夢に見る 地球の未来
土を起こせ 種をまけ
永遠の花畑を この手で繋げ
FFJ FFJ FFJ
さあ 手をつなごう 友と



(2) 今 語り合おう 父や母のこと
今こそ 残そう 緑の地球
木を植えよう 夢を育て
豊かな森を水を この手で守る
FFJ FFJ FFJ
さあ 夢を継げ 明日へ

(3) 今 私は翔ぶ 平和のために
今 はばたく 仲間たちよ
子供達に 伝えよう
美しい この国を そしてこの星を
FFJ FFJ FFJ
FFJ FFJ FFJ
さあ 感動へ 旅立とう
FFJ FFJ FFJ
さあ 美しい 未来へ

13 主な学校行事

月	学校行事	生徒会・クラブ行事
4	始業式 入学式・ 新入生オリエンテーション 身体測定 育友会総会・授業参観 新入生歓迎球技大会	対面式 生徒会総会 農業クラブ総会
5	創立記念日 スポーツテスト	
6	県外現場実習（4年）	定通全国大会予選
7	一学期総括考査 三者面談 終業式 夏期休業	農ク県研究発表大会 校内農業鑑定競技会
8	夏期休業 中学生の体験入学①	農ク県農業鑑定競技会 農ク近畿大会 定通全国大会
9	始業式 校内生活体験発表会	県定通体育大会
10	修学旅行（3年） 校外学習（1・2・4年） 長寿ふれあい健康祭	農ク全国大会 県定通生活体験発表会
11	校内体育大会 中学生の体験入学②	奈良県産業教育フェア 定通近畿大会 生徒会役員選挙
12	二学期総括考査 社会奉仕活動 三者面談 終業式 冬期休業	収穫祭・文化祭
1	始業式 課題研究発表会 耐寒訓練 マラソン大会 学年末考査（4年）	
2	学習成果発表会 学年末考査（1～3年） 表彰式	農ク送別会
3	卒業式 修了式 春期休業	